

官報

号外 昭和二十三年三月五日

○第二回 参議院會議錄第十七号

昭和二十三年三月四日(木曜日)午後四時五十一分開議

議事日程 第十五号

昭和二十三年三月四日

午後二時開議

第一 國家公安委員會の委員の任命に關する件

○副議長(松本治一郎君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去月二十六日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律)等の一部を改正する法律案同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律)等の一部を改正する法律

官報号外 昭和二十三年三月五日 参議院會議錄第十七号 議長の報告

去月二十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

警察法の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

去月二十八日第五回文書表記載の諸願書を左の委員會に付託した。

國土計画委員會

第二百五十六号 追川復旧工事に關する諸願書

第二百六十一号 伊曾島、木曾岬

兩村の耕地塩害防除施設費國庫補助に關する諸願書

第二百六十二号 加治木港の施設

完備に關する諸願書

第二百六十三号 加治木町外六箇

町村の災害復旧費全額國庫負担に關する諸願書

第二百六十八号 飛騨川治水並び

に砂防工事促進に關する諸願書

第二百六十九号 大津茂川改修工

事促進に關する諸願書

第二百七十一号 川口川の砂防工

事促進に關する諸願書

第二百七十四号 秋山川の砂防工

事並びに改修工事に關する諸願

書

文教委員會

第二百五十三号 國立女子大學設

置に關する諸願書

第二百五十九号 つんば、盲の教

育義務制実施予算に關する諸願

書(四件)

第二百六十五号 つんば、盲の教

育義務制実施予算に關する諸願

書

第二百六十六号 定時制高等学校

に關する諸願書

第二百七十三号 つんば、盲の教

育義務制実施予算に關する諸願

書

第二百七十五号 小学校の必要科

目に書道を復活することに關す

る諸願書

厚生委員會

第二百六十四号 旧住宅営繕修營

住宅処分に關する諸願書

農林委員會

第二百七十六号 中ノ原地区の開

拓中止に關する諸願書

鉱工業委員會

第二百五十七号 ガラス代用品

「ラッキー」の資材あい路打開に

關する諸願書

運輸及び交通委員會

第二百五十四号 都井岬燈台復旧

促進に關する諸願書

第二百五十五号 尼崎市営バス路

線認可促進に關する諸願書

第二百五十八号 旧小倉鐵道線拂

下げに關する諸願書

第二百七十号 猪谷、船津間の

鐵道敷設並びに延長に關する諸

願書

財政及び金融委員會

第二百六十号 石炭税創設に關

する諸願書

第二百六十七号 庶民銀行設立促

進に關する諸願書

在外同胞引揚問題に關する委員會

第二百七十二号 樺太引揚眼科医

師の内地開業許可に關する諸願

書(二件)

同日第五回文書表記載の陳情書を左の

委員會に付託した。

國土計画委員會

第二百八号 小橋渡國庫補助制

度の新設等に關する陳情書

第二百十二号 廣島外四縣の災害

復旧費國庫補助に關する陳情書

第二百十三号 戦災復興都市計画

事業費増額に關する陳情書

第二百十四号 土木用資材の割当増

加に關する陳情書

第二百十五号 縣道、準用河川の

認定権限地方移譲に關する陳情

書

第二百二十一号 茨城縣下水害復旧

対策に關する陳情書

第二百二十三号 中國地方の主要幹

線連絡路の整備促進に關する陳

情書

第二百二十六号 治水、砂防事業の

施行に關する陳情書

第二百二十七号 河川改修工事費全

額國庫補助に關する陳情書

文教委員會

第二百五号 六・三制完全実施

のため予算削減反対に關する陳

情書

第二百七号 定時制高等学校に

關する陳情書

文化委員會

第二百六号 観光事業のそら合

的中央機關設置に關する陳情書

選挙法の改正等に関する勸告

右国会法第九十九條の規定により勸告する。

昭和二十三年二月二十六日

両院法規委員会

委員長 樋貝 詮三

参議院議長松平恒雄殿

要旨

国会議員その他の選挙に関し選挙費用の軽減を図り、その他一層その公正を期するための立法措置を速かに講ぜられたい。殊に目下立案計画中の政治活動に関する資金の公明を期する趣旨の立法については極力その促進を図られたい。

理由

現下の政治及び経済の情勢に鑑み、特に国会議員並びに地方公共団体の長及びその議会の議員の選挙に関し、選挙の公費を拡充する等の方法によりその費用の軽減を図り、公正なる選挙の下廣く民意の反映を期し、更に又政党その他政治団体等の選挙及び政治活動に関する資金の收支を明かにして、これに関連する各種の不正を防止し、政治の公明を期することは國政運営の上において極めて重要と認められる。

予算の増額修正権に関する勸告

右国会法第九十九條の規定により勸告する。

昭和二十三年二月二十六日

両院法規委員会

委員長 樋貝 詮三

参議院議長松平恒雄殿

要旨

予算についての国会の増額修正権に関する憲法の解釈は、左の如く決定するよう両議院において措置せられたい。

記

国会は、予算の増減又は予算費目の追加若しくは削減等すべて内閣の提出した予算に関し、最終且つ完全な権限を有する。

理由

新憲法の下において、国会は國權の最高機關として、予算の増額修正その他について最終且つ完全な権限を有すると解せられるが、現行の法律では明確を欠くので、この点につき、速かに適当な措置を講じて疑義を一掃し國會の機能發揮に遺憾なからしめる必要がある。

両院法規委員会に関する規定の改正に関する勸告

右国会法第九十九條の規定により勸告する。

昭和二十三年二月二十六日

両院法規委員会

委員長 樋貝 詮三

参議院議長松平恒雄殿

要旨

両院法規委員会を、両院顧問会議と改め、現在與えられている法令に関する勸告の権限の外、國政運営上必要と認める事案に関して、勸告をなし得るの途を拓き、その構成委員については、これを両院同数とし、委員長は交互制を採用し、更に会期終了に際し、両議院及び内閣に対し討議事項の報告をなさしむる等、国会法の改正に関し速かに必要な立法措置を講ぜられたい。

理由

國權の最高機關としての國會の使命に鑑み、國政の円滑合理的な運営を推進するため、適当な措置を講ずるの必要ある場合も認められるについては、両院法規委員会は、現在與えられている法令に関する勸告の権限の外、國政の運営に関しても両議院及び内閣に対し必要と認める勸告をなし得るの途を拓き、その構成について、これを両院同数とし、委員長の交互制を採用し、更に会期終了に際し、両議院及び内閣に対し討議事項の報告をなさしむる等、國會法の改正に関し速かに必要な立法措置を講ぜられたい。

理由

國權の最高機關としての國會の使命に鑑み、國政の円滑合理的な運営を推進するため、適当な措置を講ずるの必要ある場合も認められるについては、両院法規委員会は、現在與えられている法令に関する勸告の権限の外、國政の運営に関しても両議院及び内閣に対し必要と認める勸告をなし得るの途を拓き、その構成について、これを両院同数とし、委員長の交互制を採用し、更に会期終了に際し、両議院及び内閣に対し討議事項の報告をなさしむる等、國會法の改正に関し速かに必要な立法措置を講ぜられたい。

院及び内閣に対し必要と認める勸告をなし得るの途を拓き、その構成については、両院平等の建前をとることとし、その活動について会期終了前に両議院及び内閣に対し報告を行わしめ、なおその性質に照し名称を両院顧問会議と改める等の方途を講ずるを適當と認める。

國會法の一部を改正する法律案國會法の一部を次のように改正する。

「第十一章 両院法規委員会」を「第十一章 両院顧問会議」に改める。

第九十九條 両院顧問会議は、國政全般に対する不断の省察と予見に基き、左の各号の事項を処理する。

一、國政の運営に関し問題となるべき事案を指摘して、両議院及び内閣に対し勸告する。

二、新立法の提案又は現行の法律及び政令に関して、両議院及び内閣に対し勸告する。

三、國會關係法規を調査研究して、両議院に対しその改正につき勸告する。

兩院顧問會議は、毎会期終了前に、前項に掲げた事項についての報告書を、両議院の議長及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四百條第二項を次のように改める。

兩院顧問會議は、各議院から選挙された各々十人の委員でこれを組織し、その委員長は、各議院の委員において夫々互選された委員長が、毎会期更迭してこれに當る。初会の委員長はくじでこれを定める。

第四十二條第二項、第四百一條及び第四百二條中「両院法規委員会」を「両院顧問會議」に改める。

○副議長(松本治一郎君) これより今日の會議を開きます。日程第一、國家公安委員會の委員の任命に関する件を議題といたします。

二月二十六日、内閣総理大臣から警察法第五條第二項の規定に基き、植村環君、生方誠君、金正米吉君、清瀬三郎君、辻二郎君を國家公安委員會の委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認めます。よつて本院は國家公安委員會の委員の任命に同意を與うことに決しました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加し、警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員會審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと認めます。

○副議長(松本治一郎君) 本案につきましては、内閣から委員會の審査を省略せられた旨の要求に接しており、内閣の要求の通り委員會の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと認めます。よつてこれより本案提出の趣旨説明の發言を許します。内務局長官林敬三君。

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年三月四日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

第一條 銃砲等所持禁止令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣を

「内閣總理大臣に」、「地方長官東

京都においては警視總監以下同

じ」を「公安委員會(都道府縣公安

委員會、市町村公安委員會及び特

別區公安委員會をいふ以下同じ)」

に、同條第二項中「地方長官を

「公安委員會」に、同條第三項中

「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改

める。

第三條中「主務大臣」を「内閣總

理大臣」に改める。

第二條 廣告物取締法の一部を次の

ように改正する。

第三條中「行政官廳」を「都道府

縣公安委員會又は市町村公安委員

會(特別區公安委員會ヲ含ム)に改

める。

第四條中「行政官廳ノ命令」を

「行政官廳又は都道府縣公安委員

會若ハ市町村公安委員會(特別區

公安委員會ヲ含ム)ノ處分」に改め

る。

第三條 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「警察官吏」を

「当該警察官若しくは警察吏員」に

改める。

第六條第一項中「都道府縣知事

(東京都にあつては警視總監以下

下同じ。)」を「公安委員會(都道府

縣公安委員會、市町村公安委員會

及び特別區公安委員會をいう。以

下同じ。)」に、同條第二項中「警

察官吏」を「当該警察官又は警察吏

員」に改める。

第七條第三項中「警察官吏」を

「当該警察官又は警察吏員」に改め

る。

第九條第一項乃至第三項中「都

道府縣知事」を「公安委員會」に改

める。

第十條第二項中「都道府縣知事」

を「公安委員會」に、同條第三項中

「都道府縣知事」を「公安委員會」

に、「主務大臣」を「内閣總理大臣」

に、同條第四項中「都道府縣知事」

を「公安委員會」に改める。

第十五條中「警察官吏」を「当該

警察官若しくは警察吏員」に改め

る。

第二十一條第二項中「都道府縣

知事」を「公安委員會」に改める。

第二十三條第二項中「警察官吏」

を「当該警察官又は警察吏員」に改

める。

第四條 狩猟法の一部を次のように

改正する。

第十三條中「警察官署」を「市町

村長」に改める。

第二十六條 削除

第五條 森林法の一部を次のように

改正する。

第七十六條中「所轄警察官署」を

「市町村長」に改める。

第七十八條第二項中「警察官吏」

を「市町村長」に改める。

第八十條第二項中「警察官署」を

「森林官吏又は市町村長」に改め

る。

第六條 傳染病予防法の一部を次の

ように改正する。

第十二條中「所轄警察官署」を

「最寄ノ保健所長」に改める。

第七條 家畜傳染病予防法の一部を

次のように改正する。

第二條乃至第九條及び第十一條乃至第十六條中「警察官吏又ハ」を削る。

第十七條第一項及び第二項中「警察官吏」を「家畜防疫委員」に改める。

第二十二條及び第二十四條第一項第五号中「警察官吏又ハ」を削る。

第三十二條を削る。

第八條 瓦斯事業法の一部を次のように改正する。

第二十一條中「(東京府ニ在リテハ警視總監)」を削る。

第九條 他の法令中警察官署に関する規定は、当該警察官署長に関する規定とする。

附則

この法律は、警察法施行の日から、これを施行する。

〔政府委員林敬三君登壇〕

○政府委員(林敬三君) 警察法の施行に伴う関係法律の一部を改正する法律案について、提案の理由並びに改正の主なる点について申し上げたいと存じます。

本法律案は警察法が近く実施になりますので、これに伴いまして、関係法令の一部に必要な改正を行わんとす

るものであります。即ち従来の警察の権限の内、警察法の趣旨に照し、警察にその職務として課すべきものにつきましては、これを警察法によるもの機関の事務とすべきかを定めますと共に、この警察から他に移譲すべきものにつきましては、これをそれら他の機関に移譲せんとするものであります。

この改正の主なる点を申し上げますと、その第一は、従前これらの警察関係法律中主務大臣と申しますのは、御承知のごとく、警察の主務大臣として曾ての内務大臣、現在の内閣総理大臣を言うのでありますが、警察法施行後は主務大臣では不明確でありますので、これを内閣総理大臣と明記せんとするものであります。

第二点は、これらの法律中、従来警察總監又は道府縣知事の権限に属しておりました事項を、警察法の趣旨によりまして、新たに警察の運営監理の責任者たる都道府縣公安委員会、特別区公安委員会、市町村公安委員会の権限に改めんとするものであります。

第三点は、従前これらの法律中、警察官署と書いてありますのを、國家警察及び自治体警察の双方において今後取扱うこととなりますため、これを

單に警察署長と改め、又警察官吏とありますのを、同様の理由によりまして警察官又は警察吏員と改めんとするものであります。

第四点は、従来警察總監又は都道府縣知事、警察署長、警察官吏の権限となつておりましたもの内、他に移譲するを適當と認められますものにつきましては、その内容に應じ、都道府縣知事、市町村長又は他の官吏等と改めんとするものであります。

以上を以ちまして本改正法律案提案の理由と主なる点を申述べた次第でございます。何とぞよろしく御審議を願ひ次第でございます。

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加し、これより自由討議の会を開きます。本日の自由討議は前会の続きでございます。各発言者はそれら

発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔西川昌夫君発言者指名の許可を求む〕

○副議長(松本治一郎君) 西川昌夫君。

○西川昌夫君 日本自由党は小林英三君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 小林英三君の発言を許します。

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君 私はこの機会におきまして、中小工業の我が國の産業の上に置きまする重要性を考えまして、官民共に認識を新たにいたしました。そしてその振興策を講じたいというやうな意味を以ちまして、討議を続けて行きたいと存じます。

中小工業の問題は、これは古くから問題になつておる問題でありまして、その社会的の意味におきまして、或いは政治的の意味におきまして、あらゆる政見、あらゆる内閣が常に政策として取上げておる問題でありまして、片山内閣におきまして、昨年の十一月でありましたか、中小工業の振興対策を整備しておるのであります。中小工業の昭和十七年におきまする工業統計を見ますと、百人以下

の従業員を持つておきまするところの工業は約五十一万軒でありまして、これは全國の我が國の工業数の九九%強を占めておるのであります。如何に中小工業が我が國におきまする産業上の重要な地歩を占めておるかというところが、よく相分るのであります。我々は無謀なる戦争によりまして、朝鮮、或いは台灣、或いは南方

におきましては推定七百五十万人の海外引揚同胞の帰還、或いは従來我が國におきましてその勢力範囲でございしたところの中國、或いは滿州、南方、これらの勢力範囲から優先的に食糧その他重工業用資材であります。糧食、その他の資源を獲得することを失つたのであります。従いまして今日我が國の國民が生活して行く上におきましては、食糧の上におきましては約二割の食糧が足りないことは御承知の通りであります。これらのものはどういふやうにしたらよろしいかということになりますと、従來はこれらの旧勢力範囲から食糧その他をどん／＼と仕入れてまして間に合つておつたのでありますけれども、今日におきましてはそれできないことになつておる。而して日本の國といたしましては、これらの

二割の食糧の不足を補いますには、どうしても外國から食糧その他の資源を輸入して、これを間に合せる。而も今日の貧困なる國內の状態におきましては、日本の國の資源を以て、この足りないところの二〇%の食糧の見返り物資を償うということはできないのであります。どうしても外國からこれを仕入れなければならぬ。こういうことに相成つておることは御承知の通りであります。而も今日におきましては、財閥は解体され、又独占禁止法でありますとか、或いは経済力集中排除法の施行でありますとかいふやうな工合に、經濟の民主化によりまして大きな工業は殆んどその機能を發揮することができないというやうな状態でありまして、而も我々がこの食糧の補充のために外國から仕入れまするところの食糧資源の代償といたしましては、何によつてやるかということが一つの大きな問題であります。而も戦前におきまする中小工業の分野はどうであるかと申しますと、食糧にいたしましては、或いは鉄鋼にいたしましては、或いはゴムにいたしましては、石油にいたしましては、これらの資源というものを獲得いたしますには、戦前に

おきましては外國品を輸入いたしましたし、棉花でありますとか、或いはその他の外國品を輸入いたしましたし、そしてこれを加工して再輸出をして初めてこれを間に合せておつたのでありまして、それらの戦前の貿易品の主なるものを見ましても、殆んどその大部分はむしろ中小工業が六割を占めておつたというよりな現状に今日相成つておるのであります。従いまして中小工業の今日のこの地位、今日の責任というものは國內産業の非常に有力なる位置を占めておるのであります。この中小工業に食糧の二〇%の見返り物資を稼がせましたためには、この振興育成ということにつきましては、我々は頭を新たにこの振興策を講じなければならぬということに迫られておるのであります。而も今日の状態といひましては、いわゆる労働三立法の施行によりまして、労働条件であるとか、或いは雇傭条件であるとかいうようなことから考えますと、我が國の輸出という問題につきましては、昔のような低賃金によつて、又ソシア・ダンピングによつて、日本の貿易上の地位を獲得するということはできないのであります。どうしても高賃金で低コストで、而も経営の能率化と

優秀なる技術によつて國際貿易に打勝つということが、これは当然のことでありまして、この上におきまして中小工業に日本の國民生活、又日本の經濟を双肩に担わして、そして今後大いに日本のために活躍さすという意味におきましては、我々は中小工業というものに対して認識を新たにする必要があります。而も私は存するのであります。而も今日までの中小工業に対する歴代の内閣の方針はどうであつたかと申しますと、御承知のごとく、或る場合におきましては中小工業の育成、或る場合におきましては阻止、或る場合におきましては振興、或いは助成、こゝろよりな單なる厄介扱いをいたしますような法を以ちまして中小工業を断じておつた。今日中小工業が眞の意味におきまして日本の産業に役立ちますためには、私は官民共に中小工業の振興対策を一変しなくてはならぬ。こゝろよりな考へております。從來は中小工業に對しまして大工場は大資本で大規模であるが故に良いものを作る。又能率がよいのだ。こゝろよりな從來考へられておつたのであります。併しながらこれは大きな過ちでありまして、中小工場と雖も、経営能率の上におきましても、或いは技術

の上におきましても、信用の上におきましても、若しこれがスケールの小さいものでありましても、これが優秀なるものでありますれば、大工場と同じようにこれを待遇し、「そやだ」と呼ぶ者あり(拍手)資金の上におきましても、資材の上におきましても、これを十分に振興させるということが、これが今日におきます國家の大きな問題であらうと考へておるのであります。今までは官吏でも、資金或いは資材の面に携つておる末端の官吏、或いはその上の官吏におきましても、或いは先入主的に、或いは事大主義的に、資本が大きくて、そして規模の大きいところの大工場は必ず良い物を造るだらうという先入主があつた。これが私は大きな過ちであると思ひます。米國におきましても、スケールの小さい工場であつても、これがよいのだ、優秀な物を造つて、そして能率もよいのだといふような素朴は約五十あるやうであります。例えば工作機械の組立といふよりなものにつきましては、十四五人から四十人ぐらいが一番能率が上つて一番良い物ができるのだ。つまり各労働者が固有の技術を活かしまして、そして一致團結して、その工作機械の組立に従うといふ上におきまして、何

百人の工場よりもむしろその方が良い物ができるといふことの例がある。そしてよりよい小企業の方が能率的である、小企業の方がより能率がよいといふような素朴別が五十あるやうであります。ただ大資本、大工場によれば能率が上らないといふものは僅かに十八九であるやうであります。つまり紡績工業でありますとか、或いは製糸工業でありますとかいふようなものは、これは大企業によらなければ技術も、或いは能率も上りませんが、その他の場合におきましてはむしろ中小企業の方がよい。大資本制國家でありますアメリカにおいてさえもいふやうな記録があるのであります。日本におきましては何でも彼でも大資本であつて、大規模であればそれがよいのだ、能率的だといふやうな誤られた考へ方は、全然この際一擲いたしました。而も今日日本の國におきましては、中小工業でなければ國家經濟、國民の生活を担つて行くものがないといふ現状におきましては、私はこの際須らく今までの事大思想を擲つて、こゝろより方向に國家國民共にこゝろより方向に進んで行かなければならないと深く考へておるのであります。政府は第二國會に中小企業法の法案を出すやうで

あります。私はこの中小企業によりまして、或いは技術その他經營の問題を振興する上におきましては、從來のように官吏からこれを採用するにあらずして、長官初め重要なポストは全部有能なる民間人の手によつてこれを本當に民主的に運営しなければ、その効力がないと思ひます。尙資金、資材の問題につきましても、從來の考へ方を一擲いたしました。大工業と中小工業とは機会均等いたしまして、この中小工業のために育成するといふことでなくちやならぬと考へておるのであります。尙將來におきましては、貿易の上におきましても、日本の昔からの手工業に堪能なる特徴を活かしまして、例えば工機指導者におきましても、そゝろよりなものを増強いたしまして、貿易の本當に自由に再開される時代を前提いたしまして、世界の各地方の趣味或いは嗜好に合ふやうな新しい貿易品を、前以て研究して置くといふやうなことも大きな問題であらうと考へております。私はこの機會におきまして、日本のすべての官民が中小工業の振興策につきましては、この際頭の切換えをして、今までの助成とか、救済とか、或いは指導とかいふことでなしに、本當の意味に

おきまして中小工業を以て國家の再建の基礎である、こういふような精神を以ちまして、頭の切換えをして、これを振興して行くということを主張いたしたのであります。簡單であります。……（拍手）（「うまいぞ」「名論だ」と呼ぶ者あり）

○副議長（松本治一郎君） 本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（松本治一郎君） 御異議ないと認めます。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知致します。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

出席者は左の通り。

副議長 松本治一郎君

議員

中西 功君 濱田 寅藏君
小川 友三君 阿竹齋次郎君
羽仁 五郎君 岩間 正男君
星野 芳樹君 川上 嘉君
荻谷 榮一君 石川 準吉君
久松 定武君 加賀 操君
島津 忠彦君 小野 哲君
河野 正夫君 新谷寅三郎君
藤井 丙午君 西郷吉之助君

伊達源一郎君 來馬 琢道君
松村眞一郎君 小宮山常吉君
飯田精太郎君 結城 安次君
小杉 イキ君 田村 文吉君
野田 俊作君 柏木 庫治君
矢野 西雄君 三島 通陽君
田中耕太郎君 岡本 愛祐君
駒井 藤平君 高橋龍太郎君
東浦 庄治君 村上 義一君
楠見 義男君 下條 康廣君
河井 彌八君 佐佐 弘雄君
大野 幸一君 下條 恭兵君
堀 眞琴君 赤松 常子君
河崎 ナツ君 平野 成子君
金子 洋文君 藤井 新一君
大島農夫雄君 門田 定藏君
井上なつゑ君 鈴木 憲一君
小川 久義君 太田 敏兄君
植竹 春彦君 油井賢太郎君
岡田喜久治君 平野善治郎君
紅盛 みつ君 深川タメ君
木内キヤウ君 高良 とみ君
門屋 盛一君 深川榮左門君
淺井 一郎君 伊東 隆治君
村尾 重雄君 齋 武雄君
佐々木鹿藏君 鬼丸 義實君
稻垣平太郎君 岡田 宗司君
森下 政一君 林屋勉次郎君
木内 四郎君 櫻内 辰郎君

加藤常太郎君 西川 昌夫君
川村 松助君 淺岡 信夫君
西川甚五郎君 奥 圭一郎君
山田 佐一君 中山 壽彦君
黒田 英雄君 寺尾 豊君
柴田 政次君 遠山 丙市君
森田 豊壽君 小林 英三君
板谷 順助君 松野 喜内君
黒川 武雄君 玉屋 喜章君
松嶋 喜作君 大隅 憲二君
仲子 隆君 木槍三四郎君
大隈 信幸君 橋本萬石衛門君

國務大臣

國務大臣 西尾 末廣君

政府委員

内務局長官 林 敬三君

（内務局第一局長） 久山 秀雄君
総務廳事務官

定價 一部 二四二十錢

所行 猪

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇 圖書課